

《介護保険負担限度額認定の申請について》

介護保険施設やショートステイを利用する際の食費・居住費については、原則自己負担となります。ただし、次の適用要件に該当するかについては、申請によりこれらの費用を軽減する制度（負担限度額認定）があります。

【適用要件の確認】

所得要件

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税



資産要件

- ・預貯金額等が
 - 老齢福祉年金受給者・・・・・・・・・・・・・単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下
 - 年金収入額+その他合計所得額が80万円以下・・・・・・・・・単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
 - 年金収入額+その他合計所得額が80万円超120万円以下・・・・・・・・・単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
 - 年金収入額+その他合計所得額が120万円を超える方・・・・・・・・・単身で500万円、夫婦で1,500万円以下

※配偶者には、施設入所等による別世帯の配偶者または内縁関係のかたを含みます。DV防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などは含めません。
※資産要件の対象となる預貯金額等については、裏面の表2をご参照ください。

【利用者負担段階の判定】

- 上記の**所得要件**に該当するかたについて、本人の課税年金収入額とその他合計所得金額、非課税年金（障害年金・※遺族年金）収入額を合計して、利用者負担段階が第2段階か第3段階（①または②）の判定を行います。
※遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。
- 続いて、**資産要件**（預貯金額等）の合計金額が各段階の上限金額以下であるかを確認し、認定の対象者であるかを判定します。

＜表1：利用者負担段階＞

段階	対象者
第1段階	生活保護の受給者 または、世帯全員が市民税非課税で、本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下）、かつ、 <u>老齢福祉年金を受給しているかた</u>
第2段階	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下）、かつ、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が <u>80万円以下のかた</u>
第3段階 ①	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下）、かつ、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下のかた</u>
第3段階 ②	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下）、かつ、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が <u>120万円を超えるかた</u>
第4段階 （非該当）	・本人が市民税課税者 ・本人が市民税非課税だが、世帯員に市民税課税者がいるかた ・世帯全員市民税非課税だが、別世帯に市民税が課税されている配偶者がいるかた ・本人の預貯金等が各段階の上限金額を超えるかた

申請の際には、**本人および配偶者の通帳の写し等の添付が必要**となっております。申請書の記入内容の確認及び提出書類に漏れがないか今一度ご確認ください。

＜表２：資産要件の対象となる資産＞

資産項目	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	すべての通帳の写し（口座名義・番号、申請日から２ヶ月以内の残高が確認できるページ） 紛失時は残高証明書でも可（口座番号等が記載されていること）
有価証券（株式・国債・地方債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し
現金（タンス預金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン等）	残高証明書等

※資産要件の対象に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）など

＜表３：負担限度額（１日当たり）＞

段 階	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 （特養等）	従来型個室 （老健・療養等）	多床室 （特養等）	多床室 （老健・療養等）	食費	
							施設 サービス	短期入所 サービス
第１段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円	300円
第２段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円	600円
第３段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円	1,000円
第３段階②	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	1,360円	1,300円
基準費用額	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円	1,445円

基準費用額とは、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定めた金額です。実際にお支払いいただく金額は、基準費用額を目安として施設ごとに定められます。具体的な金額については、施設と入所者のかたなどの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。

注 意 事 項

- ・負担限度額認定証には有効期限があり、その期間は申請のあった月の初日から翌年（１月以降の申請の場合は同年）７月３１日までです。
※有効期間後も引き続き認定証の交付が必要なかたは、更新の申請手続きを行ってください。
※有効期間は申請があった月以前にはさかのぼりませんので、申請の際はご注意ください。
- ・一度申請して非該当のかたでも、その後の世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。その際は、再申請してください。
※該当となったかたでも、その後の世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更となり、認定条件に該当しなくなる場合は非該当となりますので、自己申告してください。
- ・年度途中において税更正等が行われた場合は、さかのぼって負担限度額段階を変更する場合があります。
- ・疑義ある場合を除き、申告に基づいて審査・決定します。ただし、適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を行う場合があります。その結果、基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還を求められます。
- ・虚偽の申告により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の２倍の加算金が課せられる場合があります。

◎代行申請も可能です。

申請が困難な場合、ケアマネジャーや施設担当者による代行申請も可能です。その場合、申請書のほか、通帳等を預けるか、通帳等の写しを添付することが必要となります。